


**【二次利用調整】令和7年4月1日保育所入所について
(子ども・子育て支援法第19条2号認定／3号認定)**

◆令和7年4月1日入所（二次利用調整）を希望する場合

提出方法	提出先	申請期間	結果通知
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送 ・ 窓口(土曜開庁不可) 	〒233-0003 横浜市港南区港南四丁目2番10号 港南区役所 こども家庭支援課保育担当 (窓口提出：4階40番窓口)	二次申請：令和7年 1月6日(月)～2月 10日(月) 必着 ※オンライン申請は23 時59分まで送信分	二次申請： 令和7年3月 10日前後
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン申請 	横浜市ウェブサイトのオンライン申請のページをお読みいただいた上で、必要書類(添付書類)を準備し、データ化した後、マイナポータルから申請してください。 注：添付書類は文字がはっきり読み取れることをご確認ください。 	※通信障害等の責任は負いかねますので、余裕をもって申請してください。	

◆一次利用調整で入所保留になった方は、二次利用調整の申込みは不要です。

引き続き二次利用調整で利用調整にかかります。(申請は令和7年度末(令和8年3月)まで有効です。)

なお、二次利用調整に向けて、希望園の追加・変更など、申請内容の変更もできます(※)。(令和7年度横浜市保育所等利用案内(以下、令和7年度横浜市利用案内)29ページ参照)上記申請期間中に必要書類をご提出ください。

(※ 受入可能数は令和7年2月上旬に港南区ウェブサイトに掲載予定です。)

◆提出期限について

・提出期限を過ぎてご提出された書類はすべて二次利用調整の対象とはなりません。2月10日(月) **必着**のため、締切日近くに郵送される場合はご注意ください。

※なるべくお早めに提出されることをおすすめします。

◆不備・不足があった場合

・申請後は、郵送またはお届けいただいたメールアドレス宛にメールで不備・不足に関するご連絡をする場合がありますので、ご確認ください。(その場合も提出期限(2月10日(月))までに提出された書類が二次利用調整の対象となります。)

・書類の審査は受理した順番に行います。申請期間終了間際にご提出される場合で、申請書類の不備・不足があった際に、準備できる期間が短くなります。

◆書類のご提出について

- ・令和7年度横浜市利用案内を必ずお読みください。
- ・申請に必要な書類は、令和7年度用の様式にてご準備ください。
- ・申請先は居住区です。港南区にお住まいの方が他区の保育所等の利用申請をする場合も申請先は港南区役所になります。
- ・郵送の場合、特定記録郵便を推奨します。
- ・郵便料金をご確認ください。令和6年10月1日から郵便料金に変更されています。封筒の大きさ、重さ等ご確認ください。
- ・窓口で書類を審査することはできません。窓口でご提出の際は、事前に提出書類の内容を確認の上、ご提出ください。
- ・申請内容に変更が生じた場合には、必ず届出を行ってください。(令和7年度横浜市利用案内P28「13 こんなときは必ず申請してください」参照)


◆提出された書類は返却できません。申請書類一式はコピーしてお手元に保管されることをおすすめします。

- ・オンライン申請の場合、申請したデータを控えとしてダウンロードしてください。
- ・育児休業給付金の手続き(令和7年4月から)には、申請書類の写しが必要となりました。必ず、申請前にご自身でコピーを取るようお願いいたします。(※詳細は、令和7年度横浜市利用案内P23参照)

◆お子さんに障害がある、発達に心配があるなど、個別に支援が必要な場合

- ・必ず事前相談をしてください(予約制)。相談後、申請書類一式を2月10日(月)までに窓口でご提出ください。

◆お子さんに医療的ケアが必要な場合

- ・なるべくお早めに事前相談をしてください(予約制)。相談時には「医療的ケア児保育所等利用事前相談票」「医療的ケア児童状況書」などをご準備のうえ、ご持参ください。様式類は市ウェブサイト「保育所等における医療的ケア児受入れ推進ガイドライン」からダウンロードが可能です。相談後、申請書類一式を2月10日(月)までに窓口でご提出ください。

◆申請日時時点で港南区にお住まいの方で、横浜市外の保育所等を申請する場合

- ・詳細は令和7年度横浜市利用案内P14をご確認ください。
- ・あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に申請に必要な書類や様式等を確認のうえ、ご準備ください。
※「申請期限」「提出書類(市区町村で独自に定めている提出物もあります。)」 「その他注意すべき点(最新の課税証明書が必要か。市外転出予定の場合、転出先住所と入居予定日がわかる書類(物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など)が必要か)」等ご確認ください。
- ・希望する保育所等のある市区町村の締切日の10日前までに、港南区役所こども家庭支援課の窓口で申請してください。
- ・不備があった場合、期限までに再提出や追加提出が必要になります。確認に時間を要するため、申請書類は余裕をもってご提出ください。

申請者 → 現在お住まいの港南区役所 → 郵送 → 希望先の市区町村

◆申請日時時点で市外にお住まいの方で、港南区の保育所等を申請する場合

- ・市外からの申請には、可能な限り横浜市の所定の申請書をご利用いただくとともに、最新の課税証明書をご用意ください。横浜市内に転居予定であれば、転居先と入居予定日がわかる書類（物件の建築請負契約書、賃貸借契約書など）もご用意ください。（港南区に居住する親族と同居する場合等は、上記契約書の代わりに「転入予定申立書」（様式有）をご提出ください。）
- ・申請書類が横浜市の締切日（令和7年2月10(月)必着）までに到達するよう、十分余裕をもって、お住まいの市区町村の窓口申請してください。

申請者 → 現在お住まいの市区町村 → 郵送 → 横浜市

申請時の注意点！

◆希望施設は、希望順に書いてください。

- ・入りやすそうな施設を上順にする必要はありません。（希望順位はランク判定等に影響しません。）
- ・受入可能数に空きがなくても申請できます。転園等で空きが出た場合に入所できる場合があります。

◆できるだけ多くの通える施設を希望してください。

- ・例年、希望者全員は入所できていません。
- ・希望施設数は、いくつ記入しても構いません。記入欄が足りない場合は、別紙（様式は任意）を使用してください。他区の園も記入することができます。
- ・通園可能な範囲でできるだけ多くの施設を記入していただくことが、入所の可能性を上げるためには重要です。
- ・2歳児クラスまでの園（小規模保育事業等）も選択肢に入れると入所できる可能性が広がります。

※P6、令和7年度横浜市利用案内P5もあわせてご覧ください。

◆いまいちど地図をよく見て、通うことができる保育園をご検討ください。

- ・例1) お住まいが上大岡 → 港南中央駅周辺は？ 南区や磯子区は？
- ・例2) お住まいが芹が谷 → 東戸塚駅周辺は？ 南区は？
- ・例3) お住まいが笹下 → 磯子区は？

◆利用を希望する施設の見学をしてください。

- ・見学については、各施設に直接お問い合わせください。

◆0歳児クラスの利用申請について

- ・各クラスの対象となる生年月日は、令和7年度横浜市利用案内P1をご確認ください。
- ・0歳児クラスを実施していない保育所等や受入開始月齢を指定している保育所等もあります。詳細は令和7年度港南区保育所等一覧の各施設の保育年齢をご確認ください。
- ・利用開始予定日時点で月齢不足の施設等は、利用調整の対象外となります。（保留後改めて希望する場合は、対象月の申請受付期間中に「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」で希望園変更の届出を行ってください。）

◆就労証明書は、提出前にご自身でよくご確認ください。

- ・2024年9月に横浜市が公開した様式で、提出日時点の雇用状況（内定等の予定含む）等を証明するものをご提出ください。
- ・記載された内容に漏れや内容に誤りがないことをご確認ください。（就労証明書裏面「記入する際にご確認いただきたいこと（重要）、令和7年度横浜市利用案内P16 および市ウェブサイト「横浜市へ提出する就労証明書について」を必ずご確認ください。）
- ・利用可能となった場合に、育児休業を切り上げて復職する予定の方は、就労証明書にその旨明記していただく必要があります。（就労証明書記載例「育児休業を取得中で、保育所に入所できたら復職予定の方」をご確認ください。）
- ・育児短時間勤務を取得中の場合は、No.6（取得前の）就労時間と、No.12 変更後の就労時間の2つを記載してください。利用調整は、No.6の取得前の契約上の就労日数および就労時間で判定します。（なお、保育必要量はNo.12 変更後の就労時間により認定されます。詳細は令和7年度横浜市利用案内P10 参照。）
- ・きょうだいで同時に申し込む場合には、一番下のお子さんに原本をつけ、上のお子さんの分はコピーで差し支えありません。

下記横浜市ウェブサイトを必ずご確認ください。作成を依頼する就労先にもご確認くださいようにお伝えください。

市ウェブサイト「横浜市へ提出する就労証明書について」



◆本人又はきょうだいが過去に保育所等利用申請をされ給付認定をお持ちの場合

- ・すでに本人又はきょうだいが保育所等利用申請をされ、子どものための教育・保育給付認定を受けている場合はすでに認定を受けている保護者で申請してください。
- ・給付認定保護者を変更する場合は、変更前の給付認定保護者の同意が必要になるなど、通常の認定変更とは異なる手続きが必要です。（詳細は令和7年度横浜市利用案内P29 参照。）

◆育児休業の延長については、育児休業給付金のことも含め、職場に早めにご確認ください。

- ・詳細は令和7年度横浜市利用案内P23 をご確認ください。

◆「入所の内定を辞退し、別の保育所を希望する場合」や、「内定した保育所に入所したうえで、別の保育所への転園を希望する場合」

- ・一次利用調整で内定した場合、二次利用調整の対象にはなりません。5月1日入所分から対象となり、申請期間内に改めて書類一式の提出が必要です。

※例外的に二次申請ができる場合（申請の際は、改めて書類一式の提出が必要です。）

- ・きょうだい同一施設・事業の利用を希望する場合（別園に内定し、同じ園に揃えることを希望する場合。一次の内定を保持したまま転園申請ができます。）
- ・転居の場合（一次の内定を辞退したうえで申請することができます。）

認定こども園について

◆入園料等について

- ・認定こども園は、すべての認定区分（1号、2号、3号）において、利用料（保育料）とは別に、入園料などの特定負担額を各園で設定する場合があります。
- ・3歳未満で入園の場合、入園後認定区分が3号から2号になる際にも、特定負担額等を各園で設定する場合があります。
- ・利用を希望する際は、あらかじめ各園にご確認のうえ、申請してください。

◆併願について

- ・保育所等（2号）と併せて認定こども園の教育利用（1号）を申し込む場合は、両方の申し込みが必要で
す。（この場合、2号の認定を申請していただきます。）
 - ・保育所等の利用調整の結果を受けて、認定こども園の教育利用（1号）を利用することになった場合は、改
めて1号の認定を受けていただきます。2号認定を受けて、認定こども園の教育利用（1号）を利用するこ
とはできません。
- ※申込方法は令和7年度横浜市利用案内をご覧ください。なお、認定こども園の1号、2号併願が可能である
かにつきましては、各園に確認をお願いします。

利用申請に関してよくある質問（Q&A）〔港南区版〕

※令和7年度横浜市利用案内P31のQ&Aとあわせてご覧ください。

◆Q1. 結果が保留になったら、どうしたらいいですか？

A. 認可外保育施設や幼稚園預かり保育などの利用をご検討ください。これらは、各施設に直接申し込みを
します。また、区役所には、専門相談員「保育・教育コンシェルジュ」がおり、ご家庭にあった保育サービ
スをご案内します。

- 保育所等の空き状況、幼稚園、認可外保育施設などの情報が欲しい
- 保育所等に入れず困っている
- 保育所等の生活はどういう感じ？



こんなときは区役所の「保育・教育コンシェルジュ」にご相談下さい！

ご相談の場合は、事前に横浜市子育て応援サイト「パマトコ」で来庁の日時をご予約ください。

TEL：045-847-8318（相談時間：平日のみ 9：00～16：00）

※なお、保育園の種類から、申請の方法・スケジュール等保育園の申請のポイントを
簡単に説明した動画も掲載されていますので、あわせてご確認ください。

◆**Q2. 小規模保育事業や認可外保育施設等を利用している場合、保育所等の利用申請時に何か必要な書類はありますか？**

A. 令和7年度横浜市利用案内 P17 に必要書類を記載しています。横浜市給付認定及び利用調整に関する基準に基づき、ランクおよび調整指数について判定がされます。ただし、基準日に在籍していることなど、注意すべき点があります。

・横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、年度限定保育事業等の利用者
指数：+1 ※卒園児の場合は、ランク：1 ランクアップ、指数：+5

・認可外保育施設等を有償で月64時間以上利用（一時保育を含む複数施設での利用も可） 指数：+3

参考：市ウェブサイト「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等」



◆**Q3. 仕事をしていない（求職中の）場合でも、保育所等の利用申請はできますか？**

A. 求職中でも申請はできます。ただし、利用調整の優先順位ランクが低いため、入所できない可能性が高くなります。認可外保育施設への入所や一時保育などの活用もご検討ください。認定については、令和7年度横浜市利用案内 P6 をご確認ください。

◆**Q4. 小規模保育事業、認可乳児保育所は2歳児クラスまでしかありませんが、3歳児以降の預け先はどうなりますか？**

A. 全ての小規模保育事業と一部の認可乳児保育所は卒園児の進級先として、認定こども園、幼稚園、認可保育所のいずれかを連携施設として設定しています。連携受入枠より進級希望者が多いときには進級希望者の中で利用調整等選考を行います。また、連携施設に進級せず他の保育所等を申請する場合には、ランクを1つ引き上げ、調整指数に5を付加して利用調整を行います。

なお、保育所等の申請をせずに3歳児（年少クラス）から認定こども園（教育利用）や幼稚園に進み、そこの預かり保育を利用するという選択肢もあります。（ただし、預かり保育の実施状況は園によって異なりますので各園に確認してください。）

◆**Q5. 横浜市内で引越し予定の場合はどのように申請したらよいですか？**

A. 引越しの予定がある方は、申請書[A]の住所欄の余白に、①引越し予定時期と、②引越し先住所もあわせてご記入ください。引越し手続き（住民異動届）時には、新しい居住区のこども家庭支援課保育担当に、「認定変更申請書」（住所変更の届出）をご提出ください。

横浜市ウェブサイト「令和7年度に保育所等の利用を希望する方へ」

（検索の場合は、「横浜市 保育所入所」で検索）

令和7年度 横浜市保育所等利用案内や申請に必要な書類のダウンロードはこちら。



港南区ウェブサイト「港南区 保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」

（検索の場合は、「港南区 保育所入所」で検索）

港南区の保育サービスの紹介、保育所等受入可能数、保育・教育コンシェルジュへのご相談等について案内しています。



横浜市ウェブサイト「各地域型保育事業の連携先一覧（卒園後の進級先）について」

（検索の場合は、「横浜市 小規模連携先」で検索）

横浜市内の地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠））の連携先一覧（PDF）がご覧になれます。なお、連携施設は変更される場合があるため、各施設（小規模保育事業）又は区役所こども家庭支援課に確認してください。



港南区内で令和7年4月から新規開所する施設（予定）

※各園の詳細は令和7年度港南区内保育所等一覧をご確認ください。

◆ 認可保育所

- ①（仮称）にじいろ保育園上大岡
- ②（仮称）ベネッセ上大岡保育園

◆ 小規模保育事業

- ①（仮称）港南中央サンフラワー保育園
- ②（仮称）横浜大谷保育園

その他注意事項（※令和6年度の状況）

◆つばさ保育園

本園（2歳～5歳）について、土曜保育については、分園で実施しています。

分園（生後57日～1歳）について、オンライン申請時「つばさ保育園」を選択し、申請してください。

◆Poco a Poco 保育園

土曜保育については、COSMOS保育園で実施しています。

◆キッズアミ

土曜保育については、認定こども園ムロノキッズ室の木幼稚園・プリスクール室の木で実施しています。

◆ちゅーりっぷキッズ、ちゅーりっぷハウス

土曜保育については、上大岡ちゅーりっぷ保育園（企業主導型保育施設）で実施しています。

問合せ先：港南区役所こども家庭支援課

Tel 045-847-8498

Fax 045-842-0813